政令第百六十九号

自衛隊法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第九十八条第二項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第百二十条の三第一項に後段として次のように加える。

この場合において、防衛省設置法第四条第一項第十三号に規定する装備品等の研究開発に関する事務をその職務とする官職であつて防衛大臣が定めるものに採用されようとする者は、当該学資金貸与願書にその旨を記載しなければならない。

第百二十条の三第二項中「大学、高等専門学校若しくは専修学校又はこれらの学校に相当する外国の学校（以下「大学等」という。）の正規の課程を終了した」を「大学等の正規の課程の終了（大学等（学校教育法に規定する大学（短期大学及び大学院を含む。）、高等専門学校若しくは専修学校又はこれらの学校に相当する外国の学校をいう。以下同じ。）において前条第一項に規定する学術を専攻し、学士、修士若しくは博士の学位（同法第百四条に規定する学位をいう。）又は前条第二項各号に掲げるもの（第百二十条の七の二の承認を受けて在学する大学等又は学資金の貸与の対象となつている学術の変更をした場合にあつては、当該変更前に取得したものを除く。）を取得することをいう。以下同じ。）」に改める。

第百二十条の五中「五万四千円」を「八万円（第百二十条の三第一項後段に規定する者のうちから自衛隊奨学生に選考された者にあつては、月額十二万円）」に改める。

第百二十条の六ただし書中「正規の課程を終了すること」を「大学等の正規の課程の終了」に、「正規の課程を終了する日」を「大学等の正規の課程の終了の日」に改める。

第百二十条の七の次に次の一条を加える。

第百二十条の七の二　自衛隊奨学生が、その在学する大学等又は当該学資金の貸与の対象となつている学術を変更して引き続き学資金の貸与を受けようとする場合には、防衛大臣の承認を受けなければならない。

（大学等又は学術の変更の承認）

第百二十条の八第二項を次のように改める。

2　防衛大臣は、自衛隊奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める月分の学資金の貸与を行わないものとする。

一　休学し、又は停学にされたとき（休学し又は停学にされた日の属する月に休学期間又は停学期間が満了した日の属する月の翌月分から休学期間又は停学期間が満了した場合を除く。）　当該月の翌月分から休学期間又は停学期間が満了した日の属する月分まで

二　前条の承認を受けてその在学する大学等の変更をしたとき（当該変更前に在学していた大学等に在学しなくなつた日の属する月の翌月までに当該変更後の大学等に在学することとなつた場合を除く。）　当該日の属する月の翌月分から当該変更後の大学等に在学することとなつた日の属する月の前月分まで

三　前条の承認を受けて当該学資金の貸与の対象となつている学術の変更をしたとき（当該変更前に学資金の貸与の対象となつていた学術を専攻しなくなつた日の属する月の翌月までに当該変更後の学資金の貸与の対象となつている学術を専攻することとなつた場合を除く。）　当該日の属する月の翌月分から当該変更後の学資金の貸与の対象となつている学術を専攻することとなつた日の属する月の前月分まで

第百二十条の九に次のただし書を加える。

ただし、第百二十条の七の二の承認を受けて、在学する大学等又は学資金の貸与の対象となつている学術を変更した場合は、この限りでない。

第百二十条の九第四号中「退学し」を「在学する大学等を変更し、退学し」に改め、同条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　第百二十条の三第一項後段に規定する者であつて、同項後段に規定する防衛大臣が定める官職への採用のための選考に合格しなかつたとき。

第百二十条の十第一項及び第二項並びに第百二十条の十一第一項及び第二項中「大学等の正規の課程を終了した」を「大学等の正規の課程の終了」に改める。

第百二十条の十三第一項第二号中「され、又は」に、「満了し、その者について学資金の貸与の対象となつている学術を専攻しないこととなり、又は退学した」を「満了した」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　自衛隊奨学生がその在学する大学等を変更し、退学し、又は当該学資金の貸与の対象となつている学術を専攻しないこととなつたとき（第百二十条の七の二の承認を受けた場合を除く。）。

第百二十条の十三第四項中「第一項第四号」を「第一項第五号」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

防衛大臣　中谷　元
内閣総理大臣　石破　茂

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年四月一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百七十号

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「法」という。）第十一条の二において読み替えて準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）第十条第一項、法第十一条の三第一項、法第十四条第二項において読み替えて準用する一般職給与法第十三条第二項並びに法第十六条第三項、第二十一条第二項及び第二十六条の二第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第八条の三中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第十二条第三項中「百分の三十・二五（落下傘を利用して行う装備品及び食糧その他の需品の補給に関する教育訓練及び調査研究の支援のための落下傘降下作業を行うことを本務とする隊員として防衛大臣の定める者にあつては、百分の二十八・五）」を「その従事する落下傘降下作業の危険性及び困難性に応じて防衛大臣の定めるところにより百分の三十三、百分の三十・二五又は百分の二十八・五」に改め、同条第四項中「百分の四十九・五」を「百分の六十五」に、「百分の三十九・六」を「百分の五十二」に改め、同条第五項中「百分の四十九・五」を「百分の六十五」に、「百分の三十三、百分の三十・二五」を「百分の四十、百分の三十三」に、「百分の十六又は」を「百分の十六、百分の十又は」に、「百分の三十九・六」を「百分の五十二」に改め、同条第九項中「俸給月額」の下に「（法第十一条の三第一項の規定による俸給の特別調整額の支給を受ける者にあつては、俸給月額及び俸給の特別調整額の月額の合計額）」を加える。

第十九条の二第一項中「二十二万千円」を「三十四万四千円」に改める。

別表第二自衛隊に置かれる病院の項の次に次のように加える。

自衛隊の部隊及び機関（前各項の勤務箇所を除く。）	専門的な知識及び技能をもつて重要度及び困難度が高いサイバーセキュリティに関する業務に従事することを本務とする職員（防衛大臣の定める者に限る。）	二